

今月の税務トピックス (適格請求書等保存方式の留意点)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」から交付を受けた適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書（以下単に「適格請求書等」といいます。）の保存が仕入税額控除の要件とされる適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）がスタートします。

本稿では、適格請求書等保存方式の制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 適格請求書等保存方式の登録制度

適格請求書発行事業者（免税事業者以外の事業者であって、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、適格請求書等を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者）の登録は、令和3年10月1日からその申請が受け付けられています（消法2①七の二、57の2①、平成28年改正法附則1ハ）。

また、適格請求書発行事業者の氏名又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、登録番号（法人については「T+法人番号」、個人事業者については「T+13桁の数字」とされます。）及び登録年月日については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」を通じて登録後速やかに公表されます（消法57の2④、消令70の5①）。適格請求書発行事業者が、登録を取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が速やかに公表されます（消法57の2⑩⑪）。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、その基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者となりませんので留意して下さい（インボイスQ & A問18）。

II 適格請求書等の交付・保存義務

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、他の事業者（免税事業者を除きます。）から適格請求書等の交付を求められたときは、その交付をしなければなりません（消法57の4①～③）。ただし、その交付に代えて、電磁的記録を提供することも可能とされます（消法57の4⑤）。

また、適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書

に係る電磁的記録の保存義務があります（消法57の4⑥）。この適格請求書の写し及び電磁的記録の保存は、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所等の所在地とされます（消令70の13①）。なお、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても、同様とされます（消令50①）。

III 適格請求書等の交付義務が免除されるもの

適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、次の①から④に掲げる課税資産の譲渡等については、適格請求書等の交付義務が免除されます（消令70の9②、消規26の6）。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（税込価額3万円未満のものに限ります。）
- ② 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が委託を受けて行う農水産品の譲渡等
- ③ 自動販売機により行われるもの（税込価額3万円未満のものに限ります。）
- ④ 郵便切手を対価とする郵便サービス

おわりに

適格請求書等とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書、領収書及びレシート等とされており、その様式は法令等で定められていません（インボイスQ & A問25）。

また、公共交通機関による旅客の運送、入場券など証拠資料が回収される場合及び自動販売機から購入する場合（上記Ⅲ①③④に掲げる取引）及び従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等、適格請求書等の交付を受けることが困難な場合は、その課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を要せず、「帳簿のみの保存により仕入税額控除を受ける旨」を帳簿の摘要欄に記載することとされます（消令49①、消規15の4）。具体的な帳簿への記載方法は、「3万円未満の鉄道料金」及び「入場料等」及び「3万円未満の自動販売機」及び「出張旅費等」などとされます（インボイスQ & A問88）。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。